

「文の京」の区民憲章特集号 [ 文京区は昭和22年3月15日に誕生しました。今日は57回目の誕生日です。 ]

## 「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案 (中間のまとめ)の概要

- 区民憲章は、自治体運営の基本的な枠組みを示す文京区の「憲法」とも言える条例です -



### 1 総則

#### 目的

この条例の目的を定めます。

#### 定義

この条例で使う用語の定義をします。

### 区民会議の「中間のまとめ」の概要をお知らせします。

平成15年6月20日に、区民憲章(自治基本条例)の策定に向けた検討を行う、「文の京」の区民憲章を考える区民会議が設置されました。私たち区民会議委員は、これまでに、8回の全体会と2回の小委員会を開いて幅広い視点から検討し、この度、私たち区民会議委員が直接筆を執り、検討を加え、区民会議として「中間のまとめ」を作成しました。

区民会議としては、「中間のまとめ」を、多くの区民の皆さんにお知らせし、広範なご意見をいただきたいと考えております。そして、いただいたご意見をもとにさらに検討を行い、本年7月ごろを目途に最終的な報告を作成する予定です。

### 前文(抜粋)

歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな私たちのまち文京区の特徴を掲げます。

文京区内の区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区などの多様な各主体が公共的な課題の解決を図ることに地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として掲げます。

真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現のために、文京区の最高規範としてこの条例を定めます。

### 2 基本理念

#### (1) 協働・協治の社会の創造

協働・協治  
各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、助けあひながら公共的な課題の解決をともに図ります。

#### (2) 基本原則

情報共有の原則  
各主体は、協働・協治の社会の創造のため、個人情報保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有化することを基本とします。

自己決定・自己責任の原則  
各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。

対等な立場の尊重  
各主体は、協働・協治の社会の創造にあたり、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて公共的な活動を担います。

#### 参画と協力

各主体は、公共的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。

### 3 区民等の権利、責務

#### (1) 区民の権利、責務

区民(区内に住む人、働く人、学ぶ人)は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。

区民は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。

未成年の区民は、協働・協治の社会の担い手として、それぞれの役割に応じた参画の権利を有します。

区民の責務  
区民は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。

区民は、協働・協治の社会を創造する主体として、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

#### (2) 地域活動団体の権利、責務

地域活動団体(町内会、地縁による団体など)は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。

#### (3) 非営利活動団体の権利、責務

非営利活動団体(民間の非営利団体、市民団体など)は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。

非営利活動団体は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。

非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、自らの使命に根ざした活動を行うことで、公共的な課題の解決を図ることに取り組む権利を有します。

#### (4) 事業者の権利、責務

事業者は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。

事業者は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。

事業者は、協働・協治の社会を創造する主体として、協働・協治の社会の創造に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。

事業者は、その社会的責任に基づいて、専門活動を推進する責務を有します。

(裏面に続く)

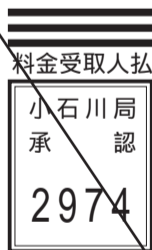
区民の皆さんのご意見をお待ちしています

ご意見は、5月7日(金)までにお寄せください。添付のはがきをご利用の場合は、切り取って、そのままご使用いただけます。

電話、FAX、Eメール、封書等は下記までお願いします。

問い合わせ：企画政策部新公共経営担当課(文京シビックセンター15階)  
電話：(5803)1160 FAX：(5803)1330  
所在地：112-8555 文京区春日1-16-21  
Eメール：newpublic@city.bunkyo.tokyo.jp

お寄せいただいたご意見は、整理したうえで、個人情報を除き、公開いたします。



郵便はがき

1 1 2 8 7 1 1

文京区役所  
企画政策部  
「文の京」の区民憲章を  
考える区民会議事務局 行  
(新公共経営担当課)



ご意見をお待ちしています

さしつかえなければ、ご記入ください。

住所			
名前			
年齢	歳代	性別	

ご意見は平成16年5月7日までにお願いします。

### 4 区の責務

(1) 自治体政府としての基本的役割  
区は、自治体政府として、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。

区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。

#### (2) 保証役としての役割

区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。

#### (3) 調整者としての役割

区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の間の調整・調停を行う役割を担います。

#### (4) 地域の担い手の育成支援

区は、他の主体の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人や団体の育成を支援します。

### 5 区議会の責務

【参考意見】として示しています。

### 6 執行機関の責務

#### (1) 執行機関の責務

区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。

執行機関は、持続可能で健全な行政財政運営を図ります。

執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。

#### (2) 区長の責務

区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。

区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。

区長は、執行機関の長（トップマネージャー）として、効率的かつ効果的な行政財政運営を行います。

#### (3) 区議員の責務

区議員は、協働・協治の社会の創造のために、積極的に他の主体と連携するという意思をもって、全力をあげて職務を遂行します。

区議員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。

### 7 協働・協治の推進

#### (1) 各主体の情報の公開

行政情報の公開  
区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。

区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。

#### 区の説明責任

区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めます。

#### 区民等の情報公開

区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。

#### 区民等の説明責任

区民等は、自らが行う公共的な活動等について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。

#### 各主体の参画

政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画  
区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図ります。

#### 区への提案制度

区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるように努め、提案に対しては協働・協治の視点に立って対応するしくみをつくり出します。

#### 各主体相互の活動への参画

各主体は、公共的な課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。

区は、各主体が相互に活動に参画し合えるような場をつくるように配慮します。

#### 各主体の意思の表明

区は、区政運営の基本的な指針や政策について、区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。

区の政策等への区民等の意見表明手続き  
区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する区の考え方を公表しなければなりません。

#### 住民投票

区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。

住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

#### (4) 協働・協治の推進体制

##### 各主体の社会資源の活用等

各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。

##### 区外の人々との連携・協力

各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政など、あらゆる方法で積極的に連携・協力します。

##### 協働・協治推進のしくみ

区は、他の主体とともに協働・協治の推進のしくみづくりを進めます。

##### 区における条例の尊重義務

区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。

#### 地域説明会のご案内

「中間のまとめ」の説明会を左表のとおり行います。説明会は、各回1時間30分程度を予定しています。説明内容はどの回も同じです。ご都合にあわせてぜひご参加ください。

月日(曜日)	開始時刻	会場
4月19日(月)	午後7時	湯島生涯学習館(湯島2-28-4)
4月20日(火)	午後7時	不忍通りふれあい館(根津2-20-7)
4月21日(水)	午後7時	目白台会館(目白台3-18-7)
4月22日(木)	午後7時	茗台生涯学習館(春日2-9-5)
4月23日(金)	午後7時	向丘会館(西片2-19-15)
4月24日(土)	午後2時	文京シビックセンター4階シルバーホール(春日1-16-21)
4月26日(月)	午後7時	スポーツセンター(大塚3-29-2)
4月27日(火)	午後7時	大原会館(千石4-1-2)
4月28日(水)	午後7時	本駒込地域センター(本駒込3-22-4)

「文の京」の区民憲章特等号のイラストは、区内在住の漫画家・丸さんの好意により、「一年一組甲斐せんせい」のイラストを借らせていただきました。

### 【参考意見】

区議会は地方公共団体を構成する重要な組織であり、区民憲章の項目の一つとして、区議会の規定について検討する必要がありますが、現在、区議会では、「議会の活性化」について検討が行われています。そこで、区議会の規定については、「参考意見」としてまとめました。

#### 区議会の責務

##### (1) 区議会の基本的責務

##### 区議会の基本的責務

区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。

##### (2) 協働・協治の社会における区議会の責務

区議会は、その活動にあたって会議及びその審議記録の公開を進めるとともに、あらゆるメディアを通じ、広く議会関係の情報の公開に努めます。

##### 区民の意思の集約

区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。

##### 区議会の活性化

区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また、政策議論の充実、審議方法の改善などにより区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。

##### (3) 議員の責務

##### 議員の責務

区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。

区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。

多くの区民の皆さんからのご意見をお待ちしています。